

民生委員・児童委員について

入間市では、令和7年1月1日現在定数252人において、243人の方々が民生委員・児童委員として、厚生労働大臣の委嘱を受け活動しています。各地域で障害者、高齢者、母子、児童等の相談に応じ、さまざまな福祉ニーズをもつ住民と広くつながりをもって活動を展開し、市民のよき相談役として、必要な支援を受けられるよう担当部門への「つなぎ役」として活躍されています。

なお、民生児童委員には、法に基づく守秘義務があります。

身 分： 非常勤の地方公務員（特別職）

任 期： 3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日）

選任要件： ・当該市町村の議会の議員の選挙権を有すること（民生委員法第6条）
・地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意と理解のある者

年 齢： 民生委員・児童委員： 78歳未満の者。再任者は原則78歳未満の者
主任児童委員： 58歳未満の者。再任者は原則67歳未満の者
（基準日：令和7年12月1日 ※一斉改選の場合）

報 酬： 無報酬 ※ただし、実費弁償（102,000円／年）があります。

※保護司との併任者数 1人